

Ⅷ. オペレーショナル・リスク

1. リスク管理の方針及び手続

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員等（パートタイマー、派遣社員等を含む）の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により当行が損失を被るリスクを言います。当行では、組織体制や業務の内容に即して効果的にリスクを管理するため、オペレーショナル・リスクを①事務リスク②システムリスク③有形資産リスク④人的リスク⑤法務リスクの5つのリスクに区分しております。

当行では、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「リスク管理に関する基本方針」及び「オペレーショナル・リスクに関する基本規定」を取締役会で制定し、リスク統括部の担当取締役をオペレーショナル・リスク管理全般を統括する責任者、リスク統括部をオペレーショナル・リスクの統合管理部署としております。リスク統括部は、担当取締役の指揮・監督のもと、オペレーショナル・リスク全般の管理に関する企画・統括を行い、「各リスク管理関連部」がより専門的な立場からそれぞれのリスクを管理しております。また、オペレーショナル・リスクにおける重要事項に関する協議機関として、オペレーショナル・リスク管理委員会を設置しております。

銀行業務全般について様々な形で内在するオペレーショナル・リスクの特性を認識し、組織すべての部署がオペレーショナル・リスクを効果的に管理することにより、業務活動の健全性の確保に努めております。

銀行内の各部署が内在するリスクを自ら特定・評価し、その結果を組織全体として取り纏め、リスク制御策を策定・実施し、モニタリングする枠組みとして、RCSA（リスク管理自己評価）を導入しております。この枠組みによりオペレーショナル・リスク情報の収集・分析も行い、リスクの削減、保有、移転、回避の検討やリスク制御策の策定に反映させ、リスク管理の高度化やPDCAサイクルの確立に努めております。

各オペレーショナル・リスクの管理は、上記RCSAのほか、「事務リスク管理規定」、「システムリスク管理規定」、「有形資産リスク管理規定」、「人的リスク管理規定」及び「法務リスク管理規定」を定めて適切に管理しております。RCSAの実施状況や問題点等は、オペレーショナル・リスク管理委員会で協議後、取締役会等に報告し、適切な措置を講じております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出には「基礎的手法」を使用しております。